

項目名	コミュニティセンター運営委員会の機能拡大		
大綱要旨	住民自身の手による住みよい地域づくりを促すため、その拠点となるコミュニティセンターの運営について、運営委員会に管理運営業務を委託することにより運営委員会の機能を拡大し、市民協働を推進する。		
改革内容	コミュニティセンターの管理運営業務を運営委員会に委託して運営委員会の機能を拡大する。16年開館予定の「旭北地区コミュニティセンター(仮称)」を皮切りに、既存16館の管理運営業務の委託化をめざす。		
改革効果	市民との協働によるコミュニティセンター運営を通じて地域自治活動の振興を促進するとともに、市政のあらゆる面で市民力を発揮するための土壌づくりという定量的ではない効果がある。		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	着手	16年開館予定の「旭北地区コミュニティセンター(仮称)」を改革の prototypes とすべく、地域住民とも十分に協議しながら、運営委員会の役割や委託する業務の内容、委託料等について研究する。
	16年度	実施	「旭北地区コミュニティセンター(仮称)」について、同センターの運営委員会に管理運営業務の一部を委託する。
	17年度		「旭北地区コミュニティセンター(仮称)」における委託の効果を検証するとともに、既存のコミュニティセンター(16館)についても、それぞれの地域や施設の状況を勘案しつつ、順次委託を進める。